	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)
		ケース	まぐさ及びガイドレール	危害防止装置				
	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況	危害防止用連動中継器の配線の状況	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	危害防止装置用予備電源の容量の状況	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	作動の状況
点検方法	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	防火シャッターの閉鎖時間をストップウオッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。
判定基準	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	ケースに外れがあること。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	劣化、損傷又は脱落があること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	容量が不足していること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。

	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)
	連動機構						
	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器		温度ヒューズ装置	連動制御器			
	設置位置	感知の状況	設置の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	結線接続の状況	接地の状況	予備電源への切り替えの状況
点検方法	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	(二十六)の項又は(二十七)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。
判定基準	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十年建設省告示第千八百五十二号第二に掲げる場所に設けていること。ただし、昭和四十八年建設省告示第千二百六十三号第一に掲げる場所(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	適正な時間内に感知しないこと。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。